

「くじ」の方法について

制限付一般競争入札実施要領第14条第2項で定める同価の入札をした者が2者以上の場合の「くじ」の方法については以下のとおりとする。

- 1 入札執行者は開札の結果、落札となるべき同価の入札をした者（以下「同価入札者」という。）が2者以上あるときは、すべての同価入札者を落札候補者として宣言して、落札者の決定を保留する。
- 2 入札執行者は入札参加資格を有する同価入札者（以下「くじ参加者」という。）にあらためて出席を求め、「くじ」により落札者を決定する。
- 3 「くじ」は原則として、入札参加資格確認申請書提出締切日の翌日に行う。
- 4 くじ参加者が出席しなかった場合においても、「くじ」を行うこととし、くじ参加者は「くじ」の結果に異議を唱えることはできない。
- 5 「くじ」の方法

(1) 入札書の「くじ用の数字」欄（3桁）に任意の値を記入

くじを行う場合に備えて、入札書の「くじの数」欄にあらかじめ任意の値（000～999）を記入する。なお、記入がない場合などは、当該数字を「0」とみなす。

(2) くじの手順

- ① 書留番号（11桁）の下4桁の小さいものから順に、参加者にくじ番号（0、1、2・・・）を付与する。
- ② くじ参加者の入札書に記載された「くじ用の数字」を合計し、その合計値をくじ参加者数で除算した余りを当選番号とする。
- ③ 上記②の計算による当選番号と一致した上記①のくじ番号のくじ参加者を落札者とする。
- ④ 書留番号は一般書留、簡易書留または特定記録郵便において、日本郵便が配達記録管理に使用している番号とする。なお、メール便等の場合は、伝票番号等の宅配業者が配達記録管理に使用している番号を書留番号に準用する。

(例) 入札参加者3者が同額入札の場合

- (1) 書留番号(11桁)の下4桁の小さいものから順にくじ(0, 1, 2, ...)を付与する。
 (※下4桁が同一の数字になった場合は、上位の数字を参照する。)

業者名	入札書記載のくじ用の数字	書留番号	書留番号(下4桁)	くじ番号
A社	072	5** - **01234-1	<u>2341</u>	0
B社	123	3** - **02468-6	<u>4686</u>	1
C社	452	1** - **03659-3	<u>6593</u>	2

- (2) くじ用の数字の和を求め、同額入札者数で除算し、余りを当選番号とする。

A社 (くじ用の数字 072)
 B社 (くじ用の数字 123)
 C社 (くじ用の数字 452)

} 合計 072+123+452=647

当選番号 $647 \div 3 = 215 \dots$ 余り **2**

- (3) 落札者の決定

業者名	くじ番号	備考
C社	2	当選番号の「2」と一致するくじ番号である『C社』が落札
A社	0	
B社	1	